

**2019年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第44回)**

**(STC Associate)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
キャッチオール規制 通達(補完規制通達)	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3 (グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スudan
筐体 (きょうたい)	機器類を収める箱形の容器のこと。

問題1. 輸出令別表第1及び外為令別表で規制されている貨物及び技術は、全て世界貿易機関（WTO）で合意された規制リストである。

問題2. 本邦にあるメーカーXは、英国にある子会社Yに、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の3の項（2）2に該当する貯蔵容器3セットを輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から5年間保存する必要がある。下線部分は正しい。

問題3. 本邦にあるメーカーXは、自社で開発した外為令別表の9の項に該当する暗号技術 $\alpha$ を台湾にあるメーカーYに口頭で説明する場合は、役務取引許可が必要であるが、外為令別表の16の項に該当する暗号技術 $\beta$ を台湾にあるメーカーYに口頭で説明する場合は、役務取引許可は不要である。

問題4. 外為法第69条の6では、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械1台（価格1,000万円）を無許可で輸出した者に対して、2,000万円までの罰金を科すことができる。

問題5. 役務通達の用語の解釈において、「技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。」と定められている。下線部分は正しい。

問題6. キャッチオール規制通達では、需要者は法人単位で考慮することを原則とすると規定している。

問題7. 東京にある貿易会社Xは、中国のメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当するABS樹脂を購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該貨物は、中国のメーカーYからパキスタンのメーカーZへ直接輸出される。貿易会社XにてメーカーZを調べたところ、外国ユーザーリスト掲載企業であることが判明したが、用途はエアコンの筐体製造であることが判明している。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可の申請は不要である。

問題8. 東京にある家電量販店Xは、都内にある在日Y国大使館内の事務室に、輸出令別表第1の9の項に該当する通信装置3セット(価額500万円)を納品する予定である。この場合、在日Y国大使館に納品することは「輸出」ではないので、輸出許可は不要である。

問題9. 通常兵器キャッチオールは、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づいて実施されている。

問題10. 大阪にある貿易会社Xは米国のメーカーYから輸出令別表第1の14の項(3)に該当する非磁性材料を用いたディーゼルエンジン(総価額90万円)の注文を受けた。この場合、輸出令第4条第1項第四号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題11. 東京にあるメーカーXは、自社のインターネット(組織内におけるプライベートネットワークのこと)を来月から海外子会社に開放する予定である。インターネット内には、自社で開発した外為令別表の5の項に該当する製造技術が多数あるが、インターネット用のサーバー自体は、日本国内に設置されているので、メーカーXが、海外子会社にインターネットを開放する場合、役務取引許可は不要である。

問題12. 本邦にある研究機関Xが、リスト規制に該当する技術 $\alpha$ を「基礎科学分野の研究活動」の目的で、外国若しくは非居住者に提供する場合は、役務取引許可は不要であるように、リスト規制に該当する貨物 $\beta$ を「基礎科学分野の研究活動」の目的で外国に輸出する場合も、輸出許可は不要である。

問題13. 本邦の貿易会社Xは韓国にあるメーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出する場合、キャッチオール規制の対象外なので、需要者や用途のチェックは不要である。

問題14. 本邦にあるメーカーXの研究員 $\alpha$ は、ドイツで行われる国際会議で、外為令別表の4の項に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該国際会議は、事前に5ユーロの参加料を支払えば誰でも参加可能である。研究員 $\alpha$ は、会議事務局から事前に送られてきた参加予定者150名の名簿の中に、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業・団体の関係者を3名見つけたが、講演を行うに際して、役務取引許可は不要である。

問題15. 神戸にあるメーカーXは、輸出別表第1の7の項(14)に該当するネットワークアナライザー(価額200万円)を香港のメーカーYに輸出する契約を締結した。メーカーXは、輸出について不慣れであったので、運用通達の規定に基づき、輸出許可申請について親会社にあたるメーカーZに代理申請を委任することができる。下線部分は正しい。

問題16. 本邦にある貿易会社Xは、2か月に一度の割合で、輸出令別表第1の16の項に該当する工具を米国に輸出している。この場合、貿易会社Xは、輸出令別表第3の地域である米国に輸出しているだけなので、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務はない。

問題17. 外為法等遵守事項では、すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、記録することが求められているが、輸出関連書類等には、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録は含まれない。

問題18. 本邦にあるメーカーXは、1つの契約で、輸出令別表第1の2の項に該当するロボット10台を受注した。製造の関係で10月、11月、12月の3回に分けて輸出する予定である。この場合、輸出許可是1度取得すればよい。

問題19. 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の7の項に該当する技術を含む公開特許公報情報 $\alpha$ をアメリカにある子会社Yに来週提供する予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可は不要である。

問題20．本邦にあるメーカーXが、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の6の項（2）に該当する工作機械10台をアメリカのメーカーYに輸出する際、用途が通常兵器の製造であることが判明した。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

問題21．来日して1ヶ月の米国人留学生Xは、非居住者として取り扱われるが、来日して8ヶ月の米国人留学生Yは、居住者として取り扱われる。

問題22．貨物の該非判定は、①輸出令別表第1、②貨物等省令、③役務通達の3つをチェックする必要がある。

問題23．本邦にあるメーカーXは、台湾にあるメーカーYから輸出令別表第1の16の項に該当する鋼材の注文を受けた。用途が通常兵器である戦車の製造である場合、キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題24．契約書がなくても、注文書があれば、輸出許可申請は可能である。

問題25．本邦にあるメーカーXは、ドイツで行われる国際的な展示会のために輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械1台（価額500万円）を無償で輸出する予定である。展示会終了後、直ちに日本に無償で返送されるのであれば、無償告示の規定により、輸出時に輸出許可を取得する必要はない。